次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和８年(2026 年)３月１９日

北海道知事　鈴木　直道

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）業務名

観光人材確保加速化事業　委託業務

（２）業務の目的

地方の厳しい人材不足に対応するため、道内各地域の観光関連事業者向けの研修会やセミナー等を実施するほか、小・中学校から高校、社会人に至るまでの幅広い年代に対し、一貫した人材の確保・育成の取組を進める体制を整え、観光教育の普及・啓発等を図る。

（３）業務の内容

以下の１～１４の取り組みを一体的かつ総合的に企画・運営・実施

１　北海道観光を担う「観光塾」	８　観光人材バンクの設置
２　従業員研修	９　宿泊業のための相談窓口の設置・専門家派遣
３　外国語ガイド育成研修	１０　宿泊業のためのマッチングイベント
４　出前講座	１１　大学向け観光産業論講義
５　職場見学会	１２　道内商業高校向け観光ビジネス授業学習の定着
６　インターンシップ	１３　観光教育教材開発
７　学校交流会	１４　観光教育の啓発・機運醸成

（４）履行期限（契約期間）

契約締結日から令和 9 年(2027 年)３月１０日までの期間

（５）納入場所（履行場所）

北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係

２　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

（２）コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア　民間企業、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ　原則として、過去２年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により､競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ｱ) 本店及び事業所が所在する都道府県の税

(ｲ) 消費税及び地方消費税

キ　コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として､このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ｱ) 健康保険法（大正 11 年法律第７０号）第 48 条の規定による届出

(ｲ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ｳ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

３　参加資格の審査

（１）公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　提出期限
令和８年(2026 年)４月８日（水）１７時必着
イ　提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
ウ　提出場所
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係（本庁舎９階）
（２）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

４　説明書の交付に関する事項
プロポーザルに関する説明書等（企画提案指示書、企画提案型プロポーザル参加表明書、申出書、宣約書、企画提案書様式）は、次により交付する。
（１）交付期間
令和８年(2026 年)３月１９日（木）（公示の日）から４月８日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日９時から１７時まで
（２）交付場所
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係（本庁舎９階）
（北海道札幌市中央区北３条西６丁目）
（３）その他（ホームページによるダウンロード）
説明書等は北海道（経済部観光局観光振興課）ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

５　企画提案書の提出期限、場所及び方法
（１）提出期限
令和８年(2026 年)４月１７日（金）１７時必着
（２）提出場所
北海道経済部観光局観光振興課観光地づくり係（本庁舎９階）
（北海道札幌市中央区北３条西６丁目）
（３）提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

６　提案の無効
公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

７　最良の提案をした者の選定方法
あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

８　契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

９　公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織
（１）名称
北海道経済部観光局観光振興課
（２）所在地
〒０６０－８５８８
北海道札幌市中央区北３条西６丁目
（３）連絡先
電話：０１１（２０４）５３０３（直通）

１０　その他
（１）提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
（２）審査結果及び特定者名は、公表する。
（３）詳細は、企画提案指示書による。